

## 別記様式

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	平成29年度企業情報提供業務
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 大西 亘 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契約締結日	平成29年4月3日
契約の相手方の氏名及び住所	(一財)建設業技術者センター 千代田区二番町3番地 麴町スクエア
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,916,000
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	<p>入札及び契約の適正化を図り、不正行為等を行う不良・不適格業者を排除するためには、建設業者の財務や経営等の客観的な企業情報及び技術者情報を得ることが不可欠である。</p> <p>本業務は、発注者の入札参加資格確認作業の厳正化を図るとともに工事現場における監理技術者等の適正な配置を確認するため、当該法人が保有している建設業者の許可情報、経営事項審査結果情報、監理技術者情報等の企業情報をデータベース化した「発注者支援データベース・システム」から、情報提供を受けるものである。</p> <p>上記法人は、建設業法第27条の19第1項の規定に基づく唯一の指定資格者証交付機関であり、建設工事の適正な施工を確保し、技術者の専任制をより有効に担保するため、監理技術者資格者証の交付等に関する事業を行っており、「建設業者に関する各種情報を集積し、発注者が共同で利用できるデータベースの整備を進める必要がある」との中央建設業審議会の建議を受け、平成8年度からは「発注者支援データベース・システム」を開発・運用・管理している。</p> <p>また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成18年5月23日 閣議決定)により、「企業選定のための情報サービスに関すること」として、「発注者支援データベース」を各省各庁の長等は、積極的にその活用を進めることとされている。</p> <p>よって、本業務の目的を達成できる唯一の者である上記法人と随意契約を締結するものである。</p> <p>なお、上記理由から、当該業務は、「公共調達適正化」(平成18年8月25日 財務大臣通達)1.(2).①「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」の二(へ)「行政目的を達成するために不可欠な情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当すると認められる。</p>
備考	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号

注)1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。